

【資料4】

群馬県公文書等の管理に関する条例（案）の制定について

1 条例の目的

県及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものである。そこで、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図ることにより、県政が適正かつ効率的に運営されるとともに、現在及び将来の県民に対し、県等の諸活動を説明する責任を全うできるようにする。

2 条例の概要

- (1) 知事部局をはじめ、各行政委員会等も含めて県全体で統一した文書管理のルールを確立する。
- (2) 公文書のうち歴史資料として重要なものについて、文書館への移管及び保存を制度化する。
- (3) 公文書管理のルールづくりに外部有識者の知見を活用し、制度のより一層の客観性・透明性を確保する。

3 スケジュール

- ・ 令和元年6月4日 令和元年第2回定例県議会常任委員会へ説明（条例案の概要）
- ・ 令和元年9月下旬 令和元年第3回前期定例県議会常任委員会へ説明（条例素案）
- ・ 令和元年10月上旬 パブリックコメントの実施（1か月程度）
- ・ 令和2年2月 令和2年第1回定例県議会へ条例案を上程
- ・ 令和2年3月 条例制定
- ・ 令和3年4月 条例施行

※外部有識者による第三者機関の設置は、令和2年4月1日施行

4 他の都県の制定状況

- (1) 条例制定済み、施行済み
島根県、熊本県、鳥取県、香川県、東京都、愛媛県
- (2) 条例制定済み、未施行（令和2年4月施行予定）
山形県、滋賀県